

第3章 民間介護保険市場の概況

第3章 民間介護保険市場の概況

1. 民間介護保険の概要

(1) 民間介護保険の特徴・経緯

民間介護保険とは、いわゆる第三分野保険といわれる保険である。第一分野（生命保険固有分野）保険、第二分野（損害保険固有分野）保険が、それぞれ生命保険会社、損害保険会社のみ取扱い可能であるのに対し、第三分野保険については、現在は生損保ともに取扱うことができる。

主な保険として、第一分野は終身保険、定期保険、養老保険等、第二分野は火災保険、自動車保険等、そして第三分野は介護保険のほかに医療保険、傷害保険、がん保険等がある。

民間介護保険は、公的介護保険が成立する以前の昭和60年前後から販売されてきた。ただし、当時は第三分野保険の規制により、販売者が国内の中小生損保や外資系の保険会社に限定されていた経緯がある。平成13年の規制緩和により、それ以降は国内大手生損保にも第三分野保険の販売が許可されている。

民間介護保険の最大の特徴は、現物給付を行う公的介護保険とは異なり、被保険者に保険金を支払う現金給付という点にある。逆に言えば、保険会社による現物給付は現状では認められていない。また、商品によっても異なるが、多くの民間介護保険では40歳以下も保障対象となりうる。

(2) 民間介護保険の仕組み

①契約の種類

民間介護保険の契約には、「主契約」と「特約」の二種類がある。前者は、介護保障そのものを目的とした商品であり、単独で契約されるものである。一方後者は、終身保険等他の保険にオプションとして介護保障を付加するものである。一般に主契約の方が保障内容は手厚い。

②支払事由・支払認定

支払事由には、当該保険商品の「所定の要介護状態」との認定が必要となる場合が多い。支払認定に際しては、公的介護保険の認定とリンクさせているものもあるが、多くは保険会社独自の認定基準を設けている（その場合にも、公的介護保険の認定基準を参考として挙げている商品はある）。その理由としては、公的介護保険が成立する以前より民間介護保険が販売されていたこと、公的な制度にリンクさせた場合には制度変更による保険内容変更等のリスクが伴うこと等が挙げられる。

保険会社独自の認定に際しては、歩行、寝返り、衣服の着脱、食事、入浴、排泄等の項目のそれぞれについて、一部介助もしくは全介助が必要かどうかにより、総合的に判断されることが多い。

③保障内容・保障期間

介護保障の内容としては、主に「一時金」、「年金」の二種類がある。前者は、「所定の要介護状態」と認定された際に一回のみ支払われる保険金で、介護用品や住宅改装等にかかる初期費用としての利用が想定されることが多い。後者は、「所定の要介護状態」が継続していれば毎月一定額

の保険金が支払われる。商品によって、一時金のみのもの、年金のみのもの、一時金と年金が併用されるものがある。

年金給付型の商品には、給付期間（保険金受取期間）が終身のものと有期のものがある。有期のものは保険期間に一致するもの、保険期間に関係なく一定期間が定められているものがある。

なお、保険期間とは、保険金の支払対象とする期間のことであり、終身のものと有期のものがある。また、保険料払込期間は保険期間に一致するものではない。

一般的に民間介護保険の保険料は、契約時の年齢が若いほど安くなる傾向が見られる。保険会社、保険商品（保障内容）によってもさまざまであり一概には言えないが、契約時の満年齢が20歳の場合の月払保険料を1とすると、40歳で約2倍、50歳で約3倍、60歳になると4~6倍近くになるケースもある。

2. 民間介護保険における市場調査の概要

(1) 市場調査の概要

①調査目的

生命保険会社・損害保険会社に対するアンケート調査を行い、民間介護保険市場の現状と動向を把握することを目的にした。

②主な調査項目

- ・ 現在又は過去における販売介護保険商品の特性
- ・ 現在又は過去における販売介護保険商品の時系列販売実績
- ・ 現在又は過去における販売介護保険商品の世代別販売実績

③調査対象

- ・ 生命保険会社 46 社（生命保険協会加盟 全 46 社）
- ・ 損害保険会社 23 社（損害保険協会加盟 全 26 社のうち、ペット保険会社(1 社)、再保険会社(2 社)を除いた 23 社）

④回答数

回答社数 40 社（「介護保険の取扱なし」との回答も含む）。回答率 55.1% (69 社中 38 社)。有効回答社数 22 社（介護保険の販売実績有り）。有効回答率 31.9% (69 社中 22 社)。回答商品数は 84 商品。

⑤調査方法

郵送によるアンケート調査（郵送配布、郵送回収）。

希望する企業については、電子データの送付、電子データの回収。

調査票送付先は、「商品開発・商品企画部門」

⑥調査期間

平成 21 年 1 月 13 日～2 月 13 日

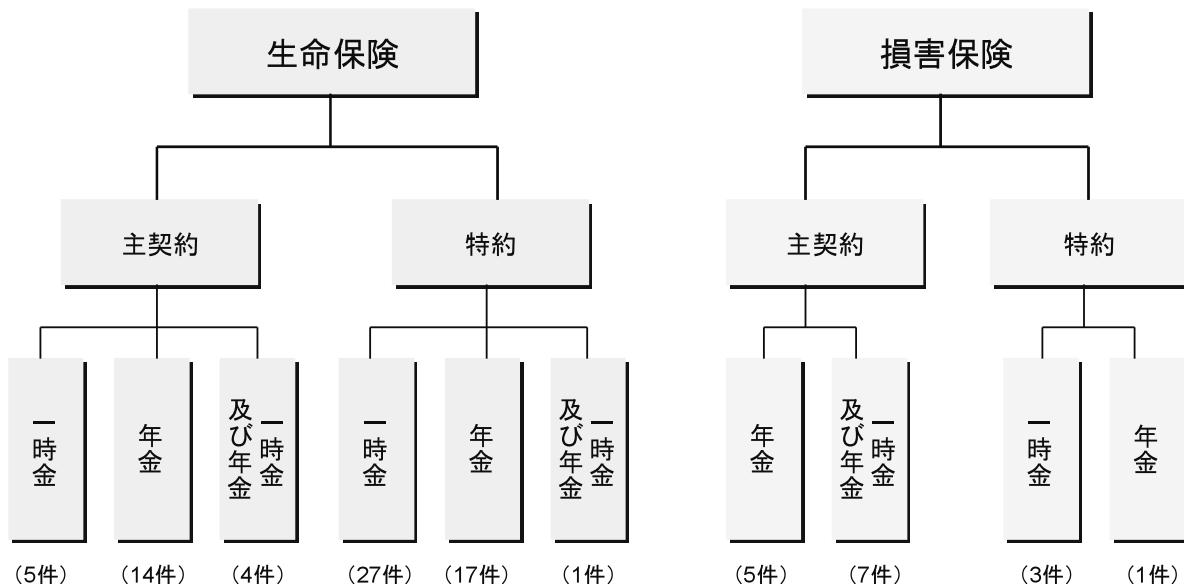
(2) 市場調査の回答状況

本調査の全調査対象社数：69 社に対して、アンケート調査票の回答企業数は、40 社であった。内訳の詳細に関しては、下記の通りの状況であった。

| | 生命保険会社 | 損害保険会社 | 計 |
|---------------------|--------|--------|----|
| 回答 | 13 | 9 | 22 |
| 回答 (介護保険の取扱なし) | 9 | 7 | 16 |
| 回答拒否 (介護保険の取扱あり) | 1 | 1 | 2 |
| 無回答 | 23 | 6 | 29 |
| 合計 | 46 | 23 | 69 |

(3) 市場調査における民間介護保険商品の階層分け

本調査におけるアンケート調査票の回答を分類すると、民間介護保険商品は下記のように階層的に分類することができる。今回の調査対象期間内（平成 10 年～平成 20 年）の間に販売されていた民間介護保険商品数は、84 商品となった。その内訳は、下記の階層図の最下段の通りである。



(4) 市場調査結果のまとめ

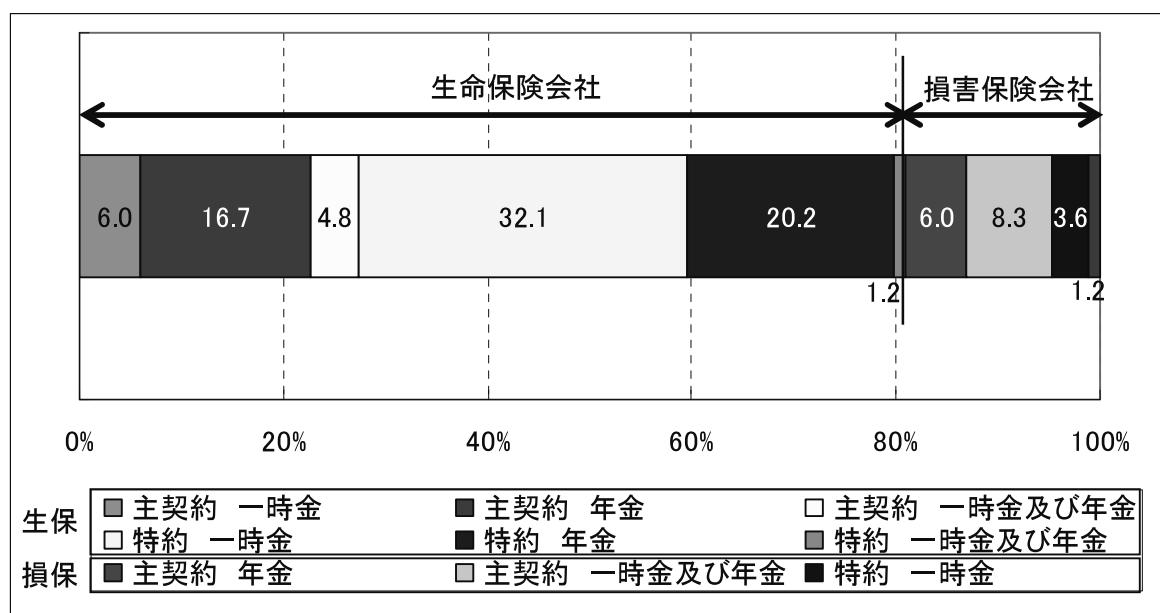
①商品タイプ

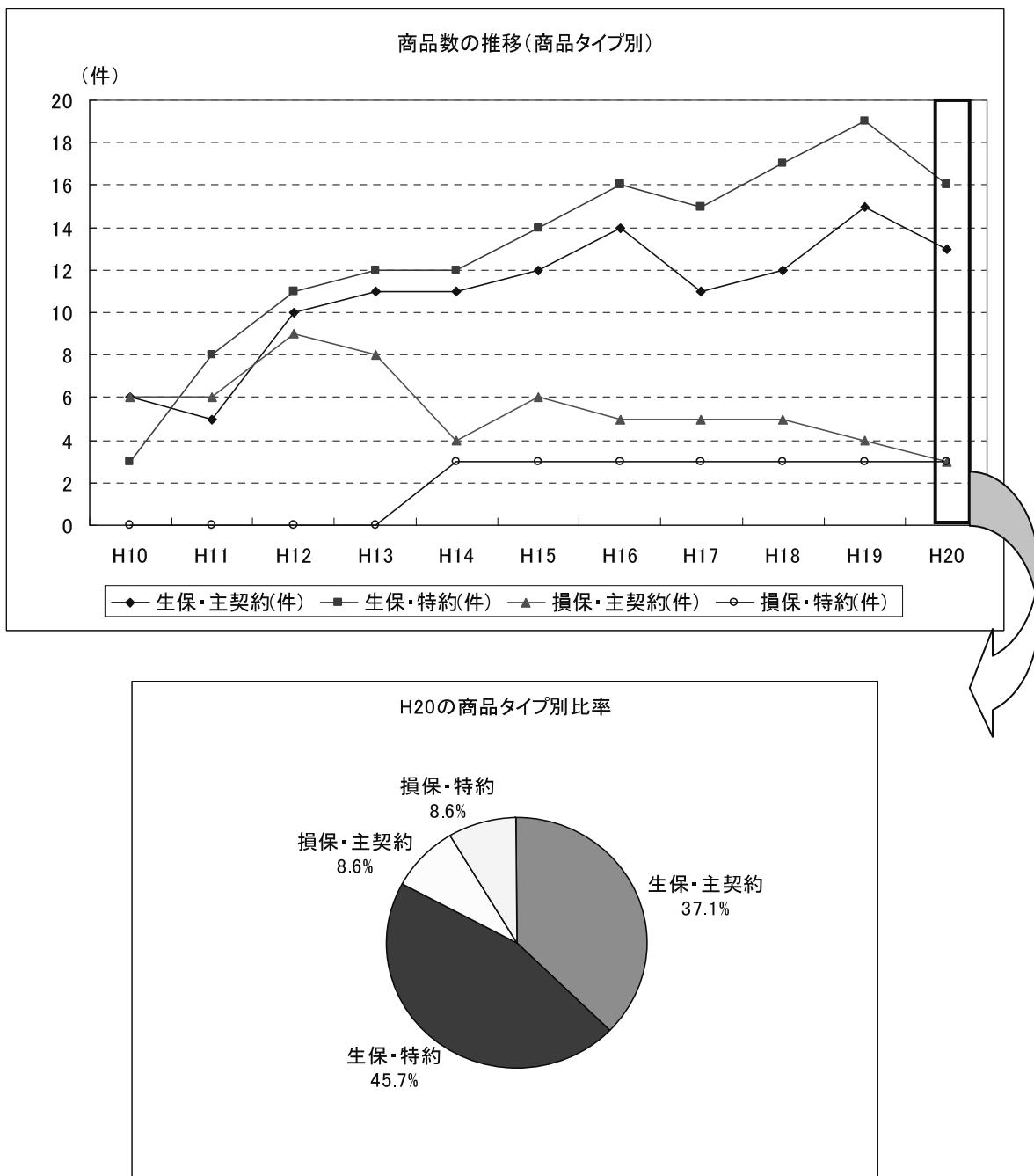
- 民間介護保険の商品数としては生命保険会社が 84 商品中 68 商品と多数を占め、そのうち 45 商品が特約型のタイプであった。また、生命保険の特約型 45 商品のうち、27 商品が一時金給付型のタイプであり、生命保険における一時金特約型の商品の割合は全体の 32.1% と最も多かった。
- 一方、損害保険会社が取り扱う 16 商品中、12 商品が主契約型のタイプであった。また、損害保険の主契約型 12 商品のうち 10 商品が年金給付型（うち 5 商品はプラス一時金給付も有り）となり（残り 2 商品は無回答）、損害保険においては生命保険と対照的に年金主契

約型の商品の割合が最も多かった。

- ・生命保険会社の主契約型の23商品のうち、18商品が年金給付型(うち4商品はプラス一時金給付も有り)となり、生命保険の主契約型商品においては、年金給付型タイプのものが多い。

| 会社種別 | 商品タイプ | 商品内容 | 商品数 | 構成比 |
|--------|---------|---------|-----|-------|
| 生命保険会社 | 主契約 | 一時金 | 5 | 6.0 |
| | | 年金 | 14 | 16.7 |
| | | 一時金及び年金 | 4 | 4.8 |
| | 主契約計 | | 23 | 27.4 |
| | 特約 | 一時金 | 27 | 32.1 |
| | | 年金 | 17 | 20.2 |
| | | 一時金及び年金 | 1 | 1.2 |
| | 特約計 | | 45 | 53.6 |
| | 生命保険会社計 | | 68 | 81.0 |
| 損害保険会社 | 主契約 | 年金 | 5 | 6.0 |
| | | 一時金及び年金 | 7 | 8.3 |
| | 主契約計 | | 12 | 14.3 |
| | 特約 | 一時金 | 3 | 3.6 |
| | | 年金 | 1 | 1.2 |
| | 特約計 | | 4 | 4.8 |
| | 損害保険会社計 | | 16 | 19.0 |
| | 全商品数計 | | 84 | 100.0 |



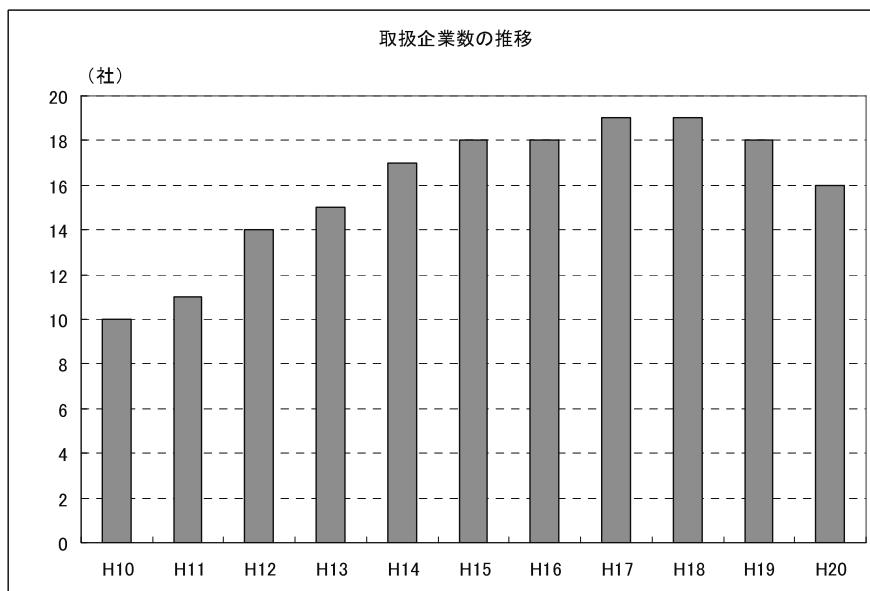


- ・ 損害保険会社については、年金給付型の商品の場合、全てが終身給付型タイプであった。
- 生命保険会社については、年金給付型の商品の給付期間としては、傾向は見られなかつたが、終身給付と有期給付を選べるタイプを販売しているのは、大手日系生保が中心である。
- ・ 介護支払認定については、独自認定が多かった。また、認定基準における介護状態の最低継続期間は 180 日以上が多かった。
- ・ 保険料支払期間については、有期型、有期と終身を選べる型、終身型、一時払い型の順に多かった。

- 販売年齢層としては、上限として一番多く設定されるのは 66 歳から 70 歳であった。
- 付帯サービスとしては、無料健康相談、無料介護相談が多かった。

②時系列統計

- 参入企業数としては平成 18 年まで増加し続け、平成 18 年から平成 20 年にかけては減少傾向にある。



- 生命保険の新規契約件数としては特約が多く、販売件数としても直近の平成 19 年では、150 万件と、一定の水準に達している。
- 生命保険の給付方法については主契約・特約共に、従来は年金タイプが多かったが、近年においては主契約・特約一時金給付の件数が多くなってきている。
- 損害保険の新規契約件数としては、従来は一時金と年金両方を兼ね備える主契約型が多く、近年は年金特約型の件数が多くなっている。いずれも件数は減少傾向にある。

③介護保障移行への仕組み

- 介護保障移行への仕組みとしては過去又は現在において販売している会社は 22 社中 13 社と半数以上を占めたが、その件数としてはいずれも極めて低い水準である。

3. ファイナンス機関向け個別調査の概要

(1) ファイナンス機関向け個別調査の概要

- ・ 介護事業者 2 社、ファイナンス機関 2 社を対象にヒアリング調査を実施した。
- ・ 介護事業者については、介護費用の高／中別に有料老人ホーム 2 社を対象とした。
- ・ ファイナンス機関については、保険料・保障内容（金額）の高／低別に保険会社等 2 社を対象とした。
- ・ さらに介護現場の実態調査として介護支援専門員団体と、生命保険に関する調査を実施している財団法人に対しても調査を行い、介護事業者・民間介護保険を分析する際のフォローとなる視点を得た。

| 調査対象 | 主要保険商品 | 保険料 | 目的 |
|---------|--------------|----------|---------|
| 外資系保険会社 | 日常生活動作障害保障保険 | 約2~3万円／月 | 年金への振替可 |
| | 新介護保険 | 約3~4千円／月 | 介護のみ |
| 全労済 | 新総合医療共済 | 約3~5千円／月 | 介護のみ |

(2) ファイナンス機関向け個別調査のまとめ

①共通点

- ・ 民間介護保険は商品ラインナップとして揃えているが、契約数をみると全商品のうち 1 %を切るほど少数である。
- ・ また、加入者の加入状況をみても、民間介護保険はプライオリティが低い。医療保険や年金等のあとに検討・加入されることが多い。
- ・ 民間介護保険の販売に際しては、より商品知識の豊富なプランナーや保障アドバイザーが個人を対象に加入を勧めている。
- ・ 保険商品を開発するにあたって、要介護状態の発生率等のデータが十分ではなく、設計が難しい面がある。

②相違点

- ・ ターゲットとする加入者によって保障内容が異なる。同社の「日常生活動作障害保障保険」では掛金が高い分保障内容が充実しており（たとえば介護一時金 50 万円／年金 50 ～100 万円ずつ）、富裕層向けのライフプラン作成の一環として加入を薦めている。一方、全労済ではあくまで公的介護保険の自己負担 1 割分を保障するためのもの（たとえば介護一時金 30 万円／年金 3 万円ずつ）であり、共済の色合いが強い。
- ・ 介護にかかる費用の何を保障するか、によって複数のパターンが考えられる。
 - i) 公的介護保険の自己負担 1 割分（最大 3 万円程度）
 - ii) 公的介護保険外の上乗せ・横出しサービス分
 - iii) 介護に直接関わらない費用分

③民間介護保険の振興に向けて

- ・ 現在、他の保障に比較して契約が伸びない理由の一つには、介護状態のイメージがわきにくいことであろう。介護にどれだけ費用かかるかがわからないと、実感がわからない。介護に必要な期間や費用等の調査を通して、実態を知らしめていくことが必要になるであろう。
- ・ 民間介護保険については、給付内容が各社さまざまであり加入者にとっては保障の内容がわかりにくいくこと、また、そもそも民間介護保険自体が認知されていないことが推測される。
- ・ 介護のイメージのない若い世代に加入してもらうことは難しい。
- ・ 介護単独の保障内容では商品として弱い。死亡保険等の付帯として販売したり、介護事業者との連携、介護相談等のサービスとの組合せ等によって商品の魅力を訴求したりするとよいだろう。

4. 民間介護保険市場のまとめ

(1) 介護保障に対する捉え方や意識の状況

- ・ 生命保険会社の特約型については、年間百数十万件の新規契約を獲得しているため、相応の実績をあげているものと考えられる。(市場調査結果及び委員意見)
- ・ 一方、潜在的な介護保障ニーズはかなりの大きさであると考えられるため、民間介護保険の市場拡大余地も大きいのではないかと推測できる。(委員意見)
- ・ 現状の契約件数や販売金額で見ると、各保険会社内の位置付けは高くない。(委員意見)

(2) 商品タイプの状況

- ・ 生命保険会社の特約型は、年間 150 万件程度、2 兆円超の新規契約を獲得しているため、相応に売れているが、まだ市場拡大の余地が残っていると考えられる。(市場調査結果)
- ・ 生命保険会社の特約型が売れている背景としては、若年層が特約に付加する形の契約形態が多く、そのために契約件数が伸びていることが言える。(市場調査結果)
- ・ 損害保険会社においても、近年特約型の契約が主契約型を大きく上回るようになったが、その契約件数や契約金額は、決して高い水準ではない。(市場調査結果)
- ・ また、支払方式としては、主契約型と特約型のいずれにおいても、一時金方式の割合がかなり大きくなっている。この理由として考えられるのは、給付と保険料の関係から、一時金方式の保険の方が、顧客ニーズに近いからという点である。(委員意見)
- ・ 民間介護保険における給付認定方式は、何らかの形で公的介護保険に係る認定方式（公的介護保険リンク、両認定方式及び独自方式+公的介護保険相当）を採用している商品数が、全体の 3 分の 2 程度を占め、主流となっている。(市場調査結果)

(3) 民間保険商品における顧客層の現状

- ・ 保険会社は民間保険商品における商品企画面で、富裕層向け（資産運用性を有する商品）や低所得層向け（公的介護保険の自己負担分補填型商品）、あるいは家族形態の多様化をとらえた商品（独身者向け民間介護保険）等のさまざまな顧客層別に販売できる可能性があると考えられる。(個別調査、委員意見)

(4) 介護保険サービスにおける内外の関係性の状況

- ・ 民間介護保険を支払う際に、既に一部の保険会社では、指定代理請求制度を設け、本人に代わって保険金を受け取との仕組みの普及に努めている。代理請求をどの範囲まで認めるか等の課題はあるものの、検討の余地はあるものと考えられる。